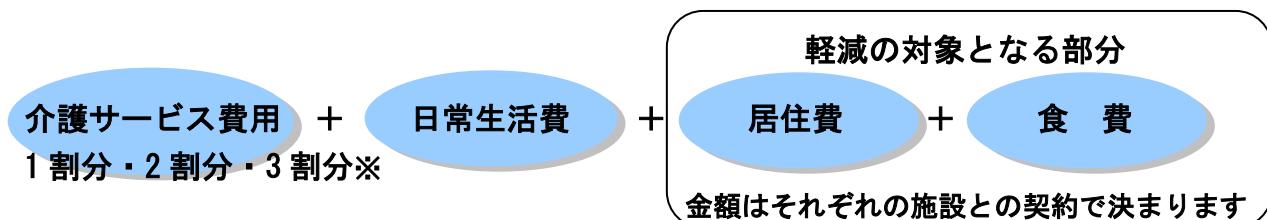


# 介護保険負担限度額認定

## 介護保険施設入所時（短期入所を含む）の 「居住費」・「食費」の軽減について

介護保険施設入所時（短期入所を含む）の「居住費」・「食費」は、利用者が全額自己負担することになっています。しかし、介護保険施設入所者（短期入所を含む）のうち、市町村民税非課税世帯の方には負担が重くなりすぎないよう上限額が設定され、負担が軽減されます。上限額を超えた分は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として介護保険から給付されます。**軽減を受けるのには申請が必要です。**

### ◆ 介護保険施設入所者（短期入所者を含む）の利用者負担◆



介護保険施設入所者（短期入所者を含む）のうち、軽減対象者（下表）は、負担限度額内の自己負担となります。申請が必要になりますのでお忘れなく！

利用者負担段階	具体的な対象者	預貯金等資産要件
第1段階	生活保護受給者・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円
第2段階	市町村民税非課税世帯で、年金収入額等※が 80万9千円 <sup>*1</sup> 以下の者	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円
第3段階①	市町村民税非課税世帯で、年金収入額等が 80万9千円 <sup>*1</sup> を超え 120万円以下の者	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円
第3段階②	市町村民税非課税世帯で、年金収入額等が 120万円を超える者	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

※1 令和6年度までは80万円

- ※ 配偶者（内縁関係も含む）は、別世帯であっても市町村民税非課税であること
- ※ 年金収入等：公的年金等収入額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額
- ※ 40歳～64歳の2号被保険者の人の預貯金等資産要件は、利用者負担段階にかかわらず、単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円です。

## ◆申請とサービス利用の手順◆

- ① 介護保険施設入所者（短期入所者を含む）で、表の第1～3段階②に該当する人は、三島市介護保険課に「介護保険負担限度額認定」の申請をしてください。
- ② 「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、サービス利用時に事業者へ提示してください。
- ③ 「居住費」・「食費」が限度額内（裏面参照）での自己負担となります。（限度額を超えた分の費用は、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として介護保険から事業者に支払われます。）

## ◆負担限度額（日額）◆

介護保険施設における、各利用者負担段階別の一日の負担限度額は以下のとおりです。

施設の種類・部屋のタイプによって異なります。

居住費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
ユニット型個室	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円
ユニット型個室的多床室	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
従来型個室(※1)	380 円	480 円	880 円	880 円
従来型個室(※2)	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
多床室	0 円	430 円	430 円	430 円

(※1)特別養護老人ホーム

(※2)介護老人保健施設、介護医療院

食費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
施設入所者	300 円	390 円	650 円	1,360 円
ショートステイ利用者	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円

## ◆その他◆

- ・第3段階までに該当しない方でも、高齢夫婦世帯で一方が施設入所した場合などに、第3段階に適用することがあります。詳しくは三島市介護保険課へご相談ください。

## ◆申請・お問い合わせ先◆



三島市  
介護保険課 介護保険係  
〒411-8666 三島市北田町 4-47  
電話 055-983-2607